**※ 登録行政庁を変更したときに必要な書類**

北海道知事の登録を受けている登録電気工事業者は、次の場合、引き続き電気工事業を営むには、その旨を届出なければなりません。

・２以上の都道府県に営業所を有することとなって、経済産業大臣の登録を受けたとき。

・北海道内の営業所を廃止して、他の都府県に営業所を移すこととなって、その都府県知事の登録を受けたとき。

●提出期限：新たに経済産業大臣又は、他の都府県知事の登録を受けたときから遅滞なく

●郵送及び連絡先：（変更前の事業所が十勝管内の場合。※登録証の整理番号が「北海道知事登録（十勝）」となっている。）

 〒０８０－８５８８ 帯広市東３条南３丁目

 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（保安・エネルギー）

 ＴＥＬ：０１５５－２６－９０４５（直通）

 ＦＡＸ：０１５５－２５－７７５６

●届出に必要な書類

　１　登録行政庁変更届出書（２部）

　２　交付されている登録証（原本）※登録証については、効力を失った日から３０日以内に返納しなければなりません

様式第５（第５条）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 　　年　　月　　日 |

　　　　　　登録行政庁変更届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　北海道十勝総合振興局長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては

 代表者の氏名

　電気工事業の業務の適正化に関する法律第８条第３項の規定により、

次のとおり届け出ます。

１　従前の登録の年月日及び登録番号

２　新たに登録をした行政庁、登録の年月日及び登録番号

（備考）１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

　　　　 ２　×印の項は、記載しないこと。